

## 「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」(案)

### 1. 現行計画の達成状況

〔達成目標〕：女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

#### (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

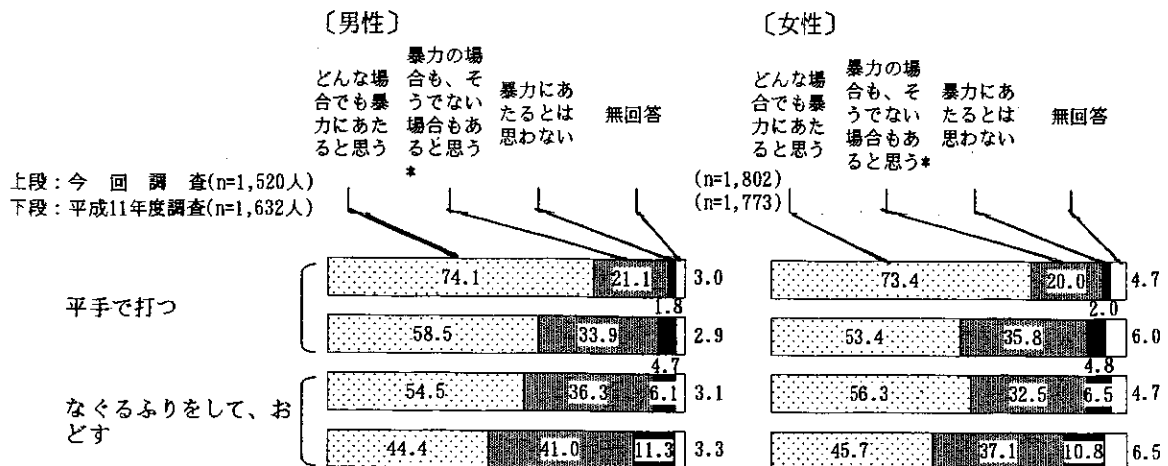
##### 〔具体的施策例〕

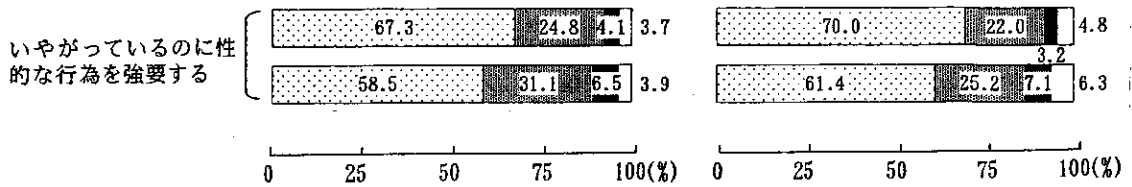
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動の実施、女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（毎年11月、内閣府及び関係省庁）
- ・ 人権週間（毎年12月）等の機会を通じて広報啓発活動を実施（法務省）
- ・ 教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を多様な分野において実施し、ドメスティック・バイオレンスに関する映画についても選定（文部科学省）
- ・ 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの）の施行（平成17年1月）（法務省）
- ・ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（毎年7月）及び全国青少年健全育成強調月間（毎年11月）において、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進（内閣府）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）の施行（平成15年）（警察庁）
- ・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進するための地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省）

##### 〔政策効果の発現状況〕

- ・ 配偶者等からの暴力に関する調査（平成15年、内閣府）

夫婦間暴力と認識される行為 - 平成11年度調査との比較 (男女別)





## (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

### 〔具体的施策例〕

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行（平成13年10月、同14年4月）（保護命令制度、配偶者暴力相談支援センター等の制度創設）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 改正配偶者暴力防止法の施行（平成16年12月）（保護命令の対象の拡大、被害者の自立支援の明確化等）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定（平成16年12月）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

### 〔政策効果の発現状況〕

- ・ 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況（内閣府）

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年12月
婦人相談所	47	47	47	47
女性センター	12	13	14	15
福祉事務所	20	20	22	36
児童相談所	8	8	8	8
その他(支庁等)	0	15	15	15
合計	87	103	106	121

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数（内閣府）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
女性	35,797件	43,054件	38,919件
男性	146件	171件	168件
合計	35,943件	43,225件	37,087件

\* 平成16年度は4月から12月までの件数である。

- ・ 配偶者からの暴力相談等の対応件数（警察庁）

	平成13年	平成14年	平成15年
暴力相談等の対応件数	3,608	14,140	12,568

注1) 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成した件数をいう。

注2) 平成13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

- ・ 婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度
9,176件	13,071件	17,611	19,243

- ・ 婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度
1,873人	2,680人	3,974人	4,296人

### (3) 性犯罪への対策の推進

#### 〔具体的施策例〕

- ・ 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの）の施行（平成17年1月）（法務省）
- ・ 性犯罪捜査の指揮、指導等にあたる性犯罪捜査指導官及びその下で補佐等にあたる性犯罪捜査指導係をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約110名を含む約280名を配置、性犯罪発生時に捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定し、各都道府県警察において研修を随時実施（警察庁）
- ・ 指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、ニーズに応じた適切な支援活動を推進、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進（警察庁）
- ・ 各地方検察庁に配置された被害者支援員が児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）

#### 〔政策効果の発現状況〕

- ・ 強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等（警察庁）

	H12	H13	H14	H15
強姦	2,260	2,228	2,357	2,472
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029
公然わいせつ(※)	1,547	1,766	2,030	2,370

(※) ショーによるものを除く。

- ・ わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等（警察庁）

		H13	H14	H15
検 挙 件 数	検 挙 件 数	1,889	1,966	2,070
	公然わいせつ（刑法第174条）	1,438	1,573	1,706
	わいせつ物頒布等（刑法第175条）	451	393	364
検 挙 人 員	検 挙 人 員	1,853	1,854	1,888
	公然わいせつ（刑法第174条）	1,261	1,371	1,456
	わいせつ物頒布等（刑法第175条）	592	483	432
わ い せ つ 物 押 取 点 数	わ い せ つ 物 押 取 点 数	341,568	296,714	556,852
	ビ デ オ テ ー プ	289,219	236,073	347,517
	C D 、 D V D 等	32,662	42,699	166,547
	公 刊 出 版 物	3,510	16,834	0
	そ の 他	16,177	1,108	42,788

- ・ 児童に淫行をさせる行為検挙件数（児童福祉法第34条第1項第6号違反）（警察庁）

H12	H13	H14	H15
327	415	501	475

- ・ 児童相談所における児童虐待の内容別相談件数（厚生労働省）

	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
12年度	17,725 100%	8,877 50.1%	754 4.3%	6,318 35.6%	1,776 10.0%
13年度	23,274 100%	10,828 46.5%	778 3.3%	8,804 37.8%	2,864 12.3%
14年度	23,738 100%	10,932 46.1%	820 3.5%	8,940 37.7%	3,046 12.8%
15年度	26,569 100%	12,022 45.2%	876 3.3%	10,140 38.2%	3,531 13.3%

#### （４）売買春への対策の推進

##### 〔具体的施策例〕

- ・ 出会い系サイト規制法の施行（平成15年）（警察庁）
- ・ 売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）に基づく取締りの推進（警察庁）
- ・ 各地方検察庁に配置された被害者支援員が児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）
- ・ 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議（議長：内閣官房副長官補）において人身取引対策行動計画を策定（平成16年）（内閣官房及び関係省庁）
- ・ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名（平成14年）、締結（平成17年）（法務省、外務省）
- ・ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に署名（平成14年）、これを締結するための作業を実施（法務省、外務省）

##### 〔政策効果の発現状況〕

- ・ 売春防止法違反の検挙状況（警察庁）

	平成12年		平成13年		平成14年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200

平成15年	
件数	人員
2,411	1,144

- ・ 相談、保護の実施（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
婦人相談所における売春等の相談件数	125件	179件	130件	163件

	12年度	13年度	14年度	15年度
売春等による一時保護の状況	47件	67件	63件	43件

- ・ 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（警察庁）

	(件)			
	H12	H13	H14	H15
児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108
その他	21	141	255	240
計	104	888	1,731	1,743

- ・ 児童相談所における児童買春等被害相談処理件数（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
在宅指導	62	60	80	79
施設入所	41	20	13	16
家裁送致	7	7	2	1
その他	9	4	6	11
計	119	91	101	107

\*12年度調査の対象期間は12年4月～12月

## (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

### 〔具体的施策例〕

- ・ 企業におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務を徹底するため、防止対策自主点検表を作成、配布、防止対策を講じていない企業等に対して行政指導を実施、パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施、相談体制の充実のためのセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを設置、セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施（厚生労働省）
- ・ 国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策として、防止対策担当者会議の開催、セクハラ一日電話相談の開設、セクシュアル・ハラスメント相談員研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースの実施（人事院）
- ・ 教育等の場における対策として、国公立大学・教育委員会等に対して取組を促し、国立学校等職員に対して防止についての研修を実施、平成16年に国立大学が法人化した国立大学法人等に対して防止について必要な情報提供を行うなど、引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。（文部科学省）

### 〔政策効果の発現状況〕

- ・ 雇用均等室における是正指導件数（厚生労働省）

(件)			
12年度	13年度	14年度	15年度
5,239	5,798	4,975	5,190

- ・ 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（厚生労働省）

年度	件数	うち女性労働者等
平成12年度	8,614	5,883
平成13年度	7,633	5,925
平成14年度	7,682	5,924
平成15年度	7,403	5,924

- 国立学校の教職員・セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分等の状況の推移（文部科学省）

年度	懲戒処分					訓告以下				総計
	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 厳重注意	口頭 厳重注意	小計	
平成12年	2	5	3	1	11	—	—	—	—	—
平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32
平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27
平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32

- 公立学校の教職員・わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況の推移（表、文部科学省）

（単位：人）

年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告	小計			
平成12年	71	25	6 (2)	6 (13)	108 (15)	13 (77)	20	141 (92)
平成13年	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)
平成14年	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)
平成15年	107	40	4 (8)	4 (21)	155 (29)	22 (115)	19	196 (144)

※1 公立学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校。

※2 ( ) 内は、監督者責任により懲戒処分を受けた者の数で外数。

## （6）ストーカー行為等への対策の推進

### 〔具体的施策例〕

- 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制の整備等ストーカー行為等へ厳正に対処（警察庁）
- 被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策の的確な実施による被害者の支援及び防犯対策を実施（警察庁）

### 〔政策効果の発現状況〕

- ストーカー事案に関する認知件数（警察庁）

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	累計
2,280	14,662	12,024	11,923	40,889

注1）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

注2）ストーカー事案認知原票は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

- ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の適用状況（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
警告	117	871	965	1,169
禁止命令	2	36	32	24
援助	80	719	677	856
検挙件数	22	142	178	192
ストーカー	22	131	170	185
禁止命令違反	0	11	8	7

警察本部長等の援助の実施状況（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
被害防止措置の教示（法第7条第1項）	38	348	410	743
被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）	7	99	54	78
行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）	1	45	39	50
被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）	20	124	106	129
民間組織の紹介（規則9条4号）	2	16	10	18
警察施設の利用（規則9条5号）	18	137	110	111
物品の教示又は貸出し（規則9条6号）	41	370	415	510
警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）	5	41	21	12
その他被害防止のための援助（規則9条8号）	16	104	127	69

注1）法とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）をいう。

注2）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

その他の対応（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313
パトロール	204	1,061	918	1,009
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45
その他	—	—	—	763

注1）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

注2）「その他」は平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。

● 達成度評価と問題点

- (1) 基盤づくりの施策については、強姦罪の法定刑の下限の引上げや集団強姦罪の新設等を内容とする刑法改正等をはじめ、着実に推進されている。

- (2) 夫・パートナーからの暴力対策については、配偶者暴力防止法の制定、改正及びこれに基づく基本方針の策定等をはじめ、着実に推進されている。
- (3) 性犯罪への対策については、性犯罪への厳正な対処や被害者への配慮の面で、一定の進展が見られる。
- (4) 売買春への対策については、売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り等を推進しており、特に人身取引については、人身取引対策行動計画を策定するなど、着実に推進されている。
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策については、雇用や教育等の場において、一定の進展が見られる。
- (6) ストーカー行為等への対策については、厳正な対処、被害者の支援及び防犯対策の面で、一定の進展が見られる。

以上の政策効果を見ると、本分野の取組は、法整備をはじめ総合的な取組を進めるための基本的な方針や行動計画の策定等かなりの進展が見られるが、依然として女性に対する暴力は数多くみられることから、今後もその根絶をめざし、各施策を引き続き推進していく必要がある。

## 2. 施策の方向性

### 〔大目標（扉ページ）〕

- 表題について変更する必要があるか。

### 〔中目標（左ページ）〕

- 現行の項目立てでよいか。
  - (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
  - (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
  - (3) 性犯罪への対策の推進
  - (4) 売買春への対策の推進
  - (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
  - (6) ストーカー行為等への対策の推進

## 3. 今後の主な取組

### (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

#### ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

- ・ 国民の意識啓発
- ・ 女性に対する暴力をなくすため、国民各界各層に対して広報啓発を行う必要がある。加害を防止する観点からは、男性に対してもより一層広報・啓発を行う。(内閣府)
- ・ 女性に対する暴力をなくす観点から、改正配偶者暴力防止法、人身取引等の重要事項について、積極的に広報・啓発を行う。(内閣府)
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）において、広報・啓発を集中的に行っているところであるが、今後とも、この運動の周知に努めるとともに、関係府省庁及び地方公共団体と連携しつつ、広報啓発を行う。(内閣府)



- ・ 法務省は、「人権週間」（12月4日～10日）において、「女性の地位を高めよう」を強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国各地で、女性の人権をテーマとした講演会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報などの啓発活動を行っているほか、女性に対する暴力などをテーマとした啓発冊子を作成するなど、男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえた啓発活動を行っている。
- ・ 今後とも、あらゆる機会を捉えて啓発活動を実施していく。（法務省）

## イ 体制整備

- ・ **相談・カウンセリング対策の充実**
- ・ これまで都道府県の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等をホームページやパンフレット等により周知してきたところであり、今後も、必要な情報の提供に努める。（内閣府）
- ・ 「女性相談交番」の指定及び鉄道警察隊における「女性被害相談所」の設置の促進並びに各種警察相談窓口の周知（警察庁）
- ・ カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置並びに精神科医、民間のカウンセラー、犯罪被害者等早期援助団体等民間団体との連携の促進（警察庁）
  - ・ **研修・人材確保**
- ・ 民間団体等との連携も配慮しつつ、研修会の開催、専門家であるアドバイザーの派遣等配偶者からの暴力に関する相談員等の人材の育成及び資質の向上並びに心身の健康を保持するための支援を推進していく。（内閣府）
- ・ 各級警察学校及び警察署等の各職場における、「女性に対する暴力」に関する理解を深める教育の推進及び女性被害者に対する適切な対応に関する指導の徹底（警察庁）
- ・ 女性被害者に適切な対応を行うための女性警察官等職員の育成及び配置の拡大（警察庁）
- ・ 法務省では経験年数等に応じた研修やいわゆる階層別研修において、検察職員に対しては、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施し、法務局の人権擁護事務担当者や矯正官署及び更生保護官署の職員に対しても、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者の保護・支援に関する講義を実施しているほか、入国管理局関係職員に対しては、外国人の人権に関する講義を実施している。
- ・ 全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員に対する研修を毎年実施しているほか、人権擁護委員についても、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者からの相談などに適切に対処するための必要な知識の習得を目的とした「男女共同参画問題研修」を平成12年度から実施している。（法務省）
- ・ 入国管理局では、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対してWHO作成の事情聴取のガイドライン（トラフィッキングされた女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言）を利用するよう指導をしているほか、各種研修の中で「人身取引」に関する講義を行うなどしている。（法務省）
- ・ 今後もより研修の充実に努めていく。（法務省）
  - ・ **厳正かつ適切な対応の推進**

- ・ 被害女性の意思を踏まえた加害者に対する検挙その他の適切な措置並びに被害者に対する保護、自衛・対応策の教示その他の適切な措置の実施（警察庁）
- ・ 痴漢、盗撮、幼児連れ去り等女性が被害者となりやすい犯罪行為等の厳正な取締り並びにこれらの犯罪行為等の準備行為となる秩序違反行為及び迷惑行為の取締り（警察庁）
- ・ 児童買春・児童ポルノ法に基づく、福祉犯の積極的な取締り及び被害少年に対するカウンセリングや継続的な指導の推進（警察庁）
- ・ 出会い系サイト規制法に基づく、児童に性的関係を持つように誘う行為及び対償を示して交際を求めたりする行為の取締りの推進（警察庁）
- ・ 平成12年7月から全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備し、その救済に努めている。（法務省）

#### ・ 関係機関の連携の促進

- ・ 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を随時開催するとともに、必要な都度、都道府県を対象とした説明会を開催してきたところであり、今後も、こうした取り組みを通じ連携の強化に努めていく。（内閣府）
- ・ 各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じた、被害者に対する支援、援助の強化（警察庁）
- ・ 少年が出会い系サイト等ウェブサイト上の有害情報にアクセスできないようにするための、関係機関との協力によるフィルタリングシステムの普及に向けた広報啓発活動の推進（警察庁）
- ・ 配偶者暴力事案、ストーカー事案その他重大な女性に対する暴力事案における住民基本台帳閲覧制限等による被害者支援のための市町村との連携の推進（警察庁）
- ・ 人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のため、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等の一時保護施設への紹介などの援助をし、侵害行為を行っている者に対しては、これを止めるよう、事案に応じて説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済を行っている。（法務省）
- ・ 今後も、女性に対する人権侵犯事件について、迅速かつ適切な対応を行えるよう、関係各機関との情報や意見交換の場を設けるなど、引き続き連携の強化に努めていく。（法務省）

#### ・ 法的対応

- ・ 刑法の平成16年改正による厳罰化の周知とこれを踏まえた厳正な取締りの徹底（警察庁）
- ・ 改正配偶者暴力防止法及び「警察本部長等の援助」規則の周知とその適正な運用（警察庁）
- ・ ストーカー規制法の周知と、配偶者暴力事案への積極的な活用推進（警察庁）
- ・ 各都道府県条例の女性に対する暴力事案への適用実態の把握と適正な運用に対する指

## 導（警察庁）

- ・ 刑法等の一部を改正する法律が、平成16年12月成立、公布、平成17年1月施行本法律により、以下のとおり、強姦罪等の法定刑が引き上げられるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けられた。（法務省）

### ○ 法定刑引上げ

- ・ 強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役→6月以上10年以下の懲役
- ・ 強姦 2年以上15年以下の懲役→3年以上20年以下の懲役
- ・ 強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役→無期又は5年以上20年以下の懲役

### ○ 新設

- ・ 集団強姦等 4年以上20年以下の懲役
- ・ 集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役

## ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

- ・ 安全・安心まちづくりの推進
- ・ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」（平成15年7月）の着実な実施による、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理の普及推進（警察庁）
- ・ 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置の促進による、街頭の照度の確保及び女性・子どもの不安感の解消（警察庁）
  - ・ 防犯対策の強化
- ・ 勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消及びパトロールの強化（警察庁）
- ・ 自主防犯活動を行うボランティア団体への女性の参加の促進により、女性が被害に遭いやすい犯罪に対する地域の安全の確保（警察庁）
- ・ 携帯メール等多様な媒体を通じた、迅速かつ正確な地域の防犯情報の配信（警察庁）
  - ・ 有害環境の浄化対策の推進
- ・ ピンクビラ・チラシの街頭におけるあからさまな配布・貼付及び一般住宅への投函等、風俗店の置き看板・捨て看板、営業禁止地域等における風俗営業等の取締りの徹底（警察庁）
- ・ 青少年に有害な凶書を販売したり、深夜の店舗への立入をさせないように、関係団体を指導（警察庁）
- ・ インターネット上の有害ウェブサイトの監視及び青少年の保護者への警告（警察庁）

## エ 女性に対する暴力に関する調査研究

- ・ 被害の実態把握
- ・ 女性に対する暴力に関する実態については、平成11年度及び14年度にその実態を把握したところであるが、今後とも、その実態を定期的に把握するための調査を行う。（内閣府）
  - ・ 加害者の研究
- ・ 加害者の更生に関する指導の方法については、これまで諸外国の制度等について調査

研究を行ってきたところであるが、指導の方法としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多い。(内閣府)

- ・ 暴力の発生を未然に防止する観点から、配偶者からの暴力を始めとする女性に対する暴力の加害者とならないための、一般人を対象とする予防的な教育プログラム等の調査研究を行う。(内閣府)
- ・ 矯正施設に収容されている加害者を対象とした各種教育的働きかけの充実を図るための調査研究を実施している。(法務省)
- ・ 今後も引き続き、被収容者の問題性により対応した指導・教育方法の調査研究を実施していく。(法務省)
- ・ また、配偶者に対する暴力にかかる加害者の問題性に焦点を当てた保護観察の効果的運用に努めていく。(法務省)

## **(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進**

- ・ 平成16年12月2日策定の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。

## **(3) 性犯罪への対策の推進**

### **ア 性犯罪への厳正な対処**

- ・ 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進
- ・ 検察当局においては、強制わいせつ罪、強姦罪等のいわゆる性犯罪と呼ばれる各種事犯に対し、被害者の心情等に配慮しつつ、事案の真相を解明する捜査を遂げた上、関係諸法令を適正に運用して、厳正な科刑の実現に努めているところである。(法務省)
- ・ 刑法等の一部を改正する法律が、平成16年12月成立、公布、平成17年1月施行本法律により、以下のとおり、強姦罪等の法定刑が引き上げられるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けられた。(法務省)
  - 法定刑引上げ
    - ・ 強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役→6月以上10年以下の懲役
    - ・ 強姦 2年以上15年以下の懲役→3年以上20年以下の懲役
    - ・ 強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役→無期又は5年以上20年以下の懲役
  - 新設
    - ・ 集団強姦等 4年以上20年以下の懲役
    - ・ 集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役
- ・ 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
- ・ 全都道府県警察に配置した「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」によるきめ細やかな性犯罪捜査の実施及び性犯罪捜査指導の推進(警察庁)
- ・ 性犯罪被害者の精神的負担、性犯罪の潜在化等、性犯罪の特徴を踏まえた適正な捜査

能力を有する性犯罪捜査員等の拡大・充実（警察庁）

- ・ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組
- ・ 全都道府県警察本部に設置した「性犯罪被害110番」及び性犯罪相談窓口の周知の徹底（警察庁）
- ・ 平成16年刑法改正による性犯罪の重罰化を受けた厳正な捜査の実施と被害者への適切な対応の推進（警察庁）
- ・ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）被害少年に対する少年補導職員や少年相談専門職員等によるカウンセリングや継続的な指導（警察庁）
- ・ 被害少年の特性に応じた一時保護や施設への入所措置（警察庁）
- ・ 平成16年児童虐待防止法改正による、通告の対象となる児童の拡充を受けた、街頭補導、少年相談、110番通報の取扱い等様々な活動の機会を通じたこれらの児童の早期発見及び通告と事件化への努力（警察庁）
- ・ 痴漢・盗撮等女性の性的羞恥心を侵害する犯罪行為等への適切な対処（警察庁）

#### イ 被害者への配慮

- ・ 指定被害者支援要員制度の効果的運用
- ・ 被害者のニーズに応じた適切な支援活動を行うために指定された警察職員が従事する被害者支援要員制度の推進（警察庁）
- ・ 検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置し、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動をしており、今後も積極的な被害者支援に努めていくこととしている。（法務省）
- ・ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
- ・ 全都道府県警察における性犯罪捜査証拠採取セット及び実況見分時に被害者の代役として利用するダミー人形の整備・充実（警察庁）
- ・ 警察施設外の相談スペースの借上げ（警察庁）
- ・ 内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者対策用車両の整備の推進（警察庁）
- ・ 児童虐待の被害児童に対する少年サポートセンターを中心とした支援の推進（警察庁）
- ・ 関係機関との連携の推進
- ・ 性犯罪被害者に対する適切な診断、治療及び証拠資料採取に際する適切な措置（警察庁）
- ・ すべての都道府県警察における産婦人科医師会等とのネットワークの構築及び更なる連携強化によるネットワークの活性化の促進（警察庁）
- ・ 児童虐待の被害児童への総合的な支援対策のための学校、児童相談所、保険医療機関等関係機関との連携強化の推進（警察庁）
- ・ 被害少女に対する支援活動の推進
- ・ 性的虐待を含め、児童相談所で処理した児童虐待の実態については、毎年、社会福祉行政業務報告による調査を実施しており、国民に対し児童虐待についての理解を促すため、ポスターの作成等の啓発を行っている。  
しかしながら、性的虐待については、

- ① 一見して明らかな身体的所見を伴うことが少ないこと、
  - ② 基本的に被害を受けた児童本人からの訴えが重要な手がかりとなるが、家族崩壊への不安や事実を話すことへの強いためらいなど、被害を受けていることに対して極めて複雑な感情を抱えていることが多く、自らなかなか訴え出ないこと、
- などから発見がしづらく、正確に実態把握することが困難であるといった課題がある。

(厚生労働省)

- ・ 日頃からの児童福祉司などの児童福祉関係職員が、主に思春期の子どもの心の問題に対応するスクールカウンセラーなどの学校関係者との緊密な連携を図っていくことも、性的虐待の発見のためには必要である。(厚生労働省)
- ・ 今後とも、性的虐待については厚生労働科学研究などを活用して研究するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、性的虐待の早期発見や適切なケアの充実に努める。(厚生労働省)
  - ・ **被害者連絡等の推進**
- ・ 被害者連絡制度に基づく被害者への情報提供及び警察職員に対する被害者連絡制度の意義、内容等の周知を通じた被害者に対する適切な情報提供の推進(警察庁)

#### **(4) 売買春への対策の推進**

##### **ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援**

- ・ **売買春の根絶に向けた取締りの強化等**
- ・ デートクラブ等の派遣型売春事犯、高額な債務を負わせる等して外国人女性に売春を行わせる事犯の取締りの推進(警察庁)
- ・ 外国人女性を性風俗特殊営業等に不法就労させている事犯の重点的な取締り(警察庁)
- ・ 外国人女性等から保護要請があり、その者が人身取引(トラフィッキング)被害者である可能性が認められる場合の、警察署又は警察本部の相談室等における事情聴取(警察庁)
- ・ 人身取引(トラフィッキング)被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合における、被害者としての立場を十分に配慮した警察の措置(警察庁)
  - ・ **社会復帰支援の充実**
- ・ 矯正施設において、対象者の特性に応じた矯正教育を実施する。(法務省)

##### **イ 児童買春に対する対策の推進**

- ・ **児童買春の根絶に向けた取締りの強化**
- ・ 児童買春・児童ポルノ法に基づく積極的な取締り、福祉犯専従体制を充実強化しての暴力団等が関与する事犯の摘発の徹底(警察庁)
- ・ 出会い系サイト規制法に基づく、児童に性的関係を持つように誘う行為及び対償を示して交際を求めたりする行為の取締りの推進(警察庁)
  - ・ **相談体制の充実**
- ・ 少年補導職員、少年相談専門職員等による被害児童に対するカウンセリングや継続的指導の推進(警察庁)

## ウ 国際的動向への対応

### ・ 国際的動向への対応

- ・ 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置（平成16年4月）、「人身取引対策行動計画」の策定（平成16年12月）及び確実な実施（内閣官房）
- ・ 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）への署名（平成14年12月）と、今通常国会における批准に向けた検討の推進（警察庁）
- ・ 在京大使館や関係 NGO 等との間における人身取引（トラフィッキング）問題に関するコンタクトポイントの設置及び人身取引（トラフィッキング）に関する情報交換の実施（警察庁）
- ・ 具体的な人身取引（トラフィッキング）情報入手時における、関係都道府県警察による速やかな対応、被害者の救出及び被疑者の検挙（警察庁）
- ・ 風俗営業、性風俗関連特殊営業等に関する人身取引（トラフィッキング）防止のための、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）の改正の検討（警察庁）
- ・ 日本国民による国外犯に対処するため、CSEC 東南アジアセミナーの開催等の外国捜査機関との連携体制の構築の推進（警察庁）
- ・ G 8によるオンライン上の児童の性的搾取を根絶するための対策の検討への積極的参加（警察庁）
- ・ 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮称）」を締結するとともに、近年における人身の自由を侵害する犯罪に適切に対処するため、H 16.9.8 法務大臣が、法制審議会に対し、人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備について諮問した。

同日、法制審議会において、刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会の設置が決定された。

H16.12.20 上記部会において、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪等に適切に対処するための罰則の整備につき、以下のとおり意見が決定された。

- (1) 人身の売渡行為及び買受行為を犯罪とすること
- (2) 「生命・身体加害目的」による略取行為等を犯罪とすること
- (3) 被略取者等の「輸送」、「引渡し」、「蔵匿」行為を犯罪とすること
- (4) 国外移送目的略取等の構成要件を「日本国外」から「所在国外」に拡大すること
- (5) 逮捕・監禁及び未成年者略取・誘拐罪の法定刑を引き上げること

H17.2.9 法制審議会において、上記部会の決定を受けて審議の上、答申。（それを踏まえて H17.2.25 刑法等の一部を改正する法律案を国会に提出。）（法務省）

- ・ 入国管理局では、売春を強制されるなどしていた人身取引の被害者が不法滞在者等入管法違反者である場合でも、事案に応じて在留を特別に許可しているところ、今般、これら被害者保護に関し、明文規定を設けること等について、入管法を改正する法案を今国会に提出した。（法務省）
- ・ 近年、人身取引（トラフィッキング）の仲介者等が関与して日本に入国した外国人女

性等が、暴力団関係者等により監禁されたり、多額の債務を負わされたりした上、売春等を強要されるという人身取引の被害が大きな問題となっている。売春による搾取は、人身取引被害者の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであり、婦人相談所においては、こうした過酷な状況に置かれた被害者に対して、相談・一時保護等、適切な支援の措置を講ずる。(厚生労働省)

- ① 婦人相談所では、各種の問題を抱えた女性に対し、相談を行っており、必要な場合には一時保護も行っている。これらの援助について国籍要件は課しておらず、人身取引被害者を含め、外国人も対象としている。
- ② 婦人相談所において、人身取引議定書第6条に定める人身取引被害者の保護及び援助のため、衣食住の提供、カウンセリング、通訳の確保等の取り組みを推進する。
- ③ 人身取引被害者の保護促進の新たな対応として、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター等において、人身取引被害者の一時保護を実施する。

## **(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

### **ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進**

#### **・ 企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策**

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）上、事業主は防止のために雇用管理上必要な配慮をしなければならない旨の規定が設けられ、指針において職場における性的な言動に起因する問題に関し配慮すべき事項についての指針を定めているところである。(厚生労働省)
- ・ 都道府県労働局雇用均等室では、事業主に対してこれら規定の周知を図り、女性労働者からの相談の中から事業主がこれら規定を適切に実施していないことが把握された場合も含め、男女雇用機会均等法第25条の規定により行政指導を展開し、セクシュアルハラスメント防止のための取組を進めているところである。(厚生労働省)
- ・ これに加え、セクシュアルハラスメントの効果的防止のためには制度を整えるだけでなく、具体的な雇用管理上の対応として、労働者への事業主の方針の徹底、相談、苦情への対応や実際に職場においてセクシュアルハラスメントが生じた場合の処理等が適切に行われることが重要であることから、(財)21世紀職業財団に委託し、セクシュアルハラスメント防止セミナーの実施やセクシュアルハラスメント相談担当者用テキストの作成・提供などを行い、企業に具体的ノウハウを提供している。(厚生労働省)
- ・ また、女性労働者からの相談についてはセクシュアルハラスメントにより精神的苦痛を受けている場合もあるため、雇用均等室に配置しているセクシュアルハラスメントカウンセラーを必要に応じて活用しつつ、適切な相談対応に努めているところである。さらに、事業主との間でセクシュアルハラスメントに関して紛争が生じている場合には、個別労働紛争解決制度による解決を促しているところである。(厚生労働省)
- ・ こうした取組により事業主のセクシュアルハラスメント防止対策についての理解は進みつつあり、防止措置を講じていない場合も雇用均等室の行政指導により是正は図られているが、なお、中小企業では相談窓口を設置していないケースも少なくなく、また、



実際にセクシュアルハラスメントが生じた場合の事業主の対応は必ずしも十分ではない。したがって、今後とも事業主に対する防止対策の徹底を図っていく必要がある。(厚生労働省)

#### イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

##### ・ 教育等の場における対策

- ・ 文部科学省は訓令(「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」)を制定し、各国立大学における啓発活動の実施や相談体制について必要な措置を講じることなどを定め、良好な勤務環境や就学環境を守るためセクハラ防止について国立大学法人化前の国立大学に対し指導を行ってきた。これを受け、各大学においてはセクハラ相談員の設置、セクハラ防止に関するガイドラインや倫理規程等の作成、すべての教職員及び学生を対象とした研修会の実施などを通じ、学内におけるセクハラ防止のために、様々な努力をしてきたところである。

16年4月に、国立大学が法人化したことに伴い、新たに男女雇用機会均等法第21条に基づき、セクハラ防止のため必要な取り組みを行うこととなったが、国立大学は引き続き教育の場であることに変わりはなく、従前の訓令の趣旨を生かしたセクハラ防止に努めている。文部科学省としては、各国立大学法人等に対し、必要な情報について提供を行うなど、引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底に努める。

(文部科学省)

- ・ 公・私立大学については、原則として設置者である地方公共団体や学校法人及び各大学それぞれの権限と責任に基づき、対応が図られるものと考えているが、各種の会議等を通じ、啓発活動の実施や相談体制の整備等に積極的に取り組むことを促していく必要がある。(文部科学省)
- ・ 公立小・中・高等学校等におけるセクシュアル・ハラスメントについては、学校の設置者が、男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、また、教職員の服務規律の確保の観点から、適切に対応すべきものと考えているが、教員のセクシュアル・ハラスメントは学校や教員への保護者や地域住民の信頼を著しく損なうことから、懲戒処分等を含め厳正に対処していく必要があると考えている。このため、文部科学省としても、
  - ・ 学校を設置する教育委員会において、男女雇用機会均等法を踏まえ、服務規程の見直し等の雇用管理上の適切な配慮を行うこと
  - ・ 教職員への注意喚起・啓発等を行うとともに、相談・苦情に適切に対応できる体制を整えること等について、指導を引き続き行っていく必要がある。(文部科学省)
- ・ さらに、各種の会議や研修等においても、男女雇用機会均等法の趣旨の徹底及び教員の服務規律の徹底が図られるよう指導に努める。(文部科学省)
- ・ 私立学校の教職員については、各種会議において、各学校法人におけるセクシュアル・ハラスメント防止について適切な対応を呼びかける必要がある。(文部科学省)

## (6) ストーカー行為等への対策の推進

### ア ストーカー行為等への厳正な対処

- ・ ストーカー行為等への厳正な対処
- ・ ストーカー事案により厳正かつ迅速に対処できるよう、ストーカー規制法の積極的な適用に努める。(警察庁)
- ・ 配偶者からの暴力による被害者や被害者の親族、友人、支援者等に対し、ストーカー規制法の制度について説明し、その求めに応じて、ストーカー規制法に基づき加害者へ警告等を行うこと等により、被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。(警察庁)

#### イ 被害者の支援及び防犯対策

- ・ 被害者の支援及び防犯対策
- ・ 都道府県警察、地方公共団体、関係機関、民間カウンセラー等で構成される連絡協議会における必要な連携の強化を図る。(警察庁)
- ・ 被害者の立場に立った、より適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるよう、相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。(警察庁)